

令和7年度 新潟県 交通災害 共済

手軽な掛金でもしもの交通事故に備えたい…
家族が乗る自転車の交通事故に
備えたいとお考えの方へ

歩いているときの
自転車や車との接触
事故も対象だよ!

500円でご家族を守りませんか

加入率

40%

令和5年度会員

自転車
運転中の
交通事故も
対象

全市町村で
行う
助け合いの
制度です。

年会費

500円

ひとり年額500円です。
途中加入の場合も同額です。

見舞金

3万円(実治療7日)~
最高150万円

(死亡)

感謝の声が届いています

1人500円なので気軽に加入できて良い。まさか請求することになるとは思いませんでしたが、いざという時のために今後も加入しようと思いました。(30代 女性)

突然の事故でした。でも役所の方々の優しい対応に心なごみました。本当に入っていて良かったとつくづく思いました。ありがとうございました。(50代 男性)

このたびは大変お世話になり有難うございました。この共済は私たち素人にもわかりやすく請求もスムーズで楽でした。こうした制度がこれからもずっと続いてほしいなと思いました。(50代 女性)

交通災害共済は安い掛金での助け合いです。これからも続けてほしいです。(50代 男性)

事前申込期間

令和7年2月3日月~3月31日月

※令和7年2月1日・2日は土・日曜日のため、金融機関及び市役所、町村役場での取扱いはしておりませんのでご注意ください。
※4月以降のお申し込みはその翌日から令和8年3月31日までが共済期間になります。

新潟県市町村総合事務組合

(この事業は県内全市町村で構成する当組合が運営しています)

<https://ngtsogo.jp/koutu/>

新潟県交通災害共済

検索



新潟県で加入が義務付けられている
自転車損害賠償責任保険等には該当しません。

新潟県交通災害共済は、「交通事故」により身体におケガをされた会員に対し、見舞金を支給する制度です。

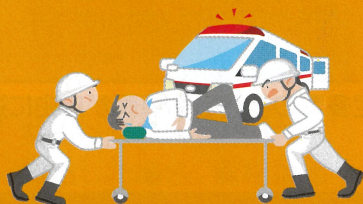
交通事故でない場合は支給対象外になります。

交通災害共済は、新潟県で加入が義務付けられている自転車損害賠償責任保険等には該当しません。

「交通事故」にあったときは次のとおり行動してください。

1 ケガ人の救護

ケガの程度によっては1分1秒を争いますので、何をにおいても最優先でおこなってください。



2 周囲の安全確保

車両をすみやかに交通の妨げとならない場所に移動します。



3 警察への連絡

道路交通法で報告をする義務があります。自損事故や相手方が不明の事故の場合も同様です。



※自動車安全運転センターが発行する「交通事故証明書」の提出がないと見舞金の額が原則として17等級(3万円)に制限されます。この証明書は警察に届出をしていないと発行されません。

見舞金の請求の流れ

1 市町村窓口へ

まずはお住まいの市役所・町村役場の窓口へお問い合わせください。

市町村窓口で行うこと

- ①ご自身の会員証を持参し、「交通災害共済の件で…」とお申し出ください。
- ②窓口の担当者が、事故の内容などをおうかがいします。
- ③窓口の担当者が、必要な書類をご説明し、またはお渡しいたします。

2 書類の提出

請求書類一式(上記1で準備またはお取り寄せいただいたもの)を、同じ窓口提出してください。

※見舞金の請求期間は事故から起算して1年です。完治せず治療継続中であっても、1年を経過した場合は、請求できませんので気をつけてください。

3 審査

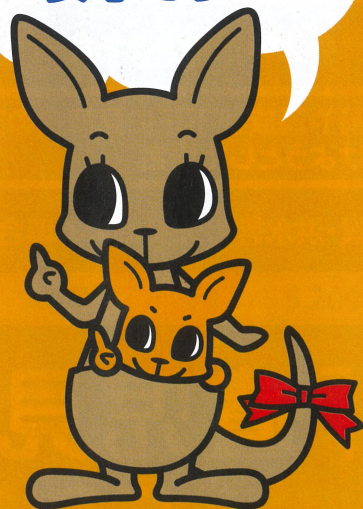
市町村及び組合で支給の対象となるかどうかの「審査」を行います。

※審査の過程で、請求された方やおケガをされた方、医療機関、警察署などに事情を聴取することがあります。そのため、審査に時間がかかる場合があります。

4 見舞金の支給

審査の結果、支給決定となった場合、ご請求者様に支給決定の通知を郵送するとともに、見舞金を支給いたします。

ご家族そろって
加入すると
安心です



令和5年度 加入者数

864,296人

ご加入は金融機関窓口、
または市民課窓口まで!

※ゆうちょ銀行は取扱いしていません。

〈お申し込み・お問い合わせは各市町村へ〉

加茂市役所 市民課

☎代表 52-0080 (内線 113)

交通災害共済とは？

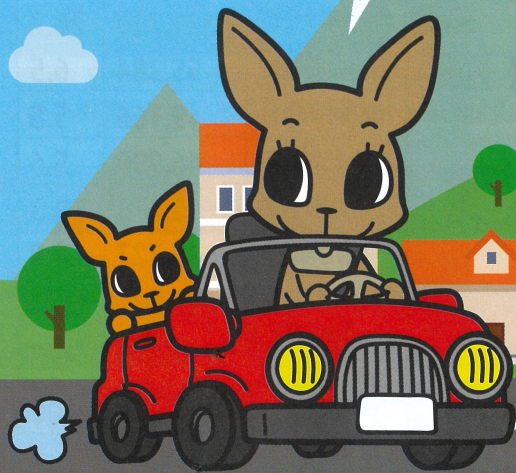
会員が交通事故にあわれた場合に市町村として救済対策を講じることを目的とした、県内全市町村で行う県民相互救済の制度です。

交通災害共済は、新潟県で加入が義務付けられている自転車損害賠償責任保険等には該当しません。

共済
期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

※途中加入の場合は、加入した日の翌日から令和8年3月31日までです。



加入申込書(手書き用)記入例 →

※それぞれの市町村によって、加入申込書の様式が異なる場合があります。

令和7年度 新潟県交通災害共済会員証

令和7年度 新潟県交通災害共済会費払込書兼加入申込書兼会員台帳 ①

住所 ○○市○○町1-2-3

電話 999-999-999

	氏名	会員番号
1	共済 太郎	下記のとおり払込みます。
2	共済 花子	
3	共済 一郎	1人 500円 2人 1,000円 3人 1,500円
4	共済 二子	4人 2,000円 5人 2,500円 6人 3,000円
5	共済 三郎	7人 3,500円 8人 4,000円
6	共済 四郎	共済期間 令和7年4月1日(4月1日以後の加入にあっては会費領収印日付の翌日)から令和8年3月31日まで
7	共済 五子	計 8人
8	共済 六郎	¥4,000円

2枚複写ですので太線の中をハッキリと写すように強くお書きください。

加入申込書に会費を添えて、自治会経由又は市町村役場若しくは銀行(ゆうちょ銀行を除く)、信用金庫、信用組合、農協等の金融機関でお申し込みください。(自治会経由の場合、同会による会費取りまとめ活動(会員証返却を含む)への個人情報提供の提供に同意を頂いたこととなります。)

2枚複写のものをバラバラにしないでください。

(市町村事務所保管)

加入できる方は

①

新潟県内に居住し、住民登録をしている方

②

①の方と同一生計の方

○家族であっても別居し生計が別の方は別に申込書が必要です。

○家族であっても新潟県外で独立して生計を維持している方は加入できません。

(会員が共済期間開始前に亡くなられた場合や二重に加入された場合は、当該共済期間終了までに会費の還付請求ができます。詳しくは市役所、町村役場にご確認ください。)

①・②以外の方でも、「新潟県内に居住しており、共済期間内は当該市町村に居住する予定である方」は加入することができますので、詳しくは市役所、町村役場にご確認ください。(例)単身赴任の方、県外出身の学生の方、東日本大震災等の災害避難者の方

お申し込み方法は

加入申込書に会費を添えて、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

町内会・自治会等経由
で申し込む。

お住まいの
市役所・町村役場
(支所・連絡所)に
直接申し込む。(一部を除く。)

銀行・信用金庫・
信用組合・農協等の
金融機関に直接申し込む。
※ゆうちょ銀行ではお申し込みできません。

※お住まいの地域によって、お申し込みの方法が異なる場合があります。市役所または町村役場にご確認ください。

みんなで安心、みんなの共済。

見舞金額

交通災害にあわれた場合、下記の表の見舞金が支給されます。
請求は「実治療日数7日以上から」です。

等級	災害の程度	金額
1	死亡	1,500,000円
2	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の等級区分1級の障害又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で常に他人の介護を要するもの	1,500,000円
3	身体障害者福祉法施行規則別表第5号の等級区分2級の障害又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	1,000,000円
4	入院35日以上を含む実治療日数100以上の傷害	500,000円
5	入院31日以上を含む実治療日数90以上の傷害	450,000円
6	入院27日以上を含む実治療日数80以上の傷害	400,000円
7	入院23日以上を含む実治療日数70以上の傷害	350,000円
8	入院19日以上を含む実治療日数60以上の傷害	300,000円
9	入院15日以上を含む実治療日数50以上の傷害	250,000円
10	入院11日以上を含む実治療日数40以上の傷害	200,000円
11	入院7日以上を含む実治療日数30以上の傷害	150,000円
12	入院3日以上を含む実治療日数20以上の傷害	100,000円
(注意) 12等級から4等級までは、入院を伴わなければ該当しません。		
13	入院通院の実治療日数19以上の傷害	70,000円
14	入院通院の実治療日数16以上の傷害	60,000円
15	入院通院の実治療日数13以上の傷害	50,000円
16	入院通院の実治療日数10以上の傷害	40,000円
17	入院通院の実治療日数7以上の傷害	30,000円

注1:「実治療日数」とは、入院日数又は通院治療を受けた日数(自宅療養は含みません。)のことです。

注2:「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の交通事故によって身体に負った傷害のことです。

見舞金の請求期間は事故から1年!

交通災害を受けた日から起算して「1年以内」です。治療継続中でも、1年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。

(たとえば令和7年4月20日に交通事故にあった場合、令和8年4月19日までにお住まいの市役所または町村役場の窓口にて請求書類を提出する必要があります。)

【交通事故は警察署への報告義務があります。】

見舞金請求は原則として「交通事故証明書」が必要です。

「交通事故証明書」の提出がないと見舞金は原則として17等級(3万円)に制限されます。

また、交通事故証明書の提出がない場合の請求は、1共済期間に1回限りとなります。

たとえば…

警察に届出を行った交通事故で骨折し、次の期間医師の治療を受け完治した場合

1 入院治療12日 通院治療30日

実治療日数は42日となり、10等級20万円が支給されます。

2 入院治療12日 通院治療40日

実治療日数は52日ですが、入院日数が15日未満のため、10等級となります。

見舞金の請求書類は

※必要となる書類が異なる場合がありますので、まずはお住まいの市役所・町村役場の担当窓口におたずね下さい。

必要な書類	見舞金種別	死亡	傷害	葬祭費	死亡弔慰金
会員証(提示)		○	○	○	○
交通事故証明書等		○	○	○	○
運転免許証(提示)		○	○	○	○
診断書 (実治療日数が記載されているものが必要です。診療報酬明細書及び領収書は不可)			○		
死亡診断書又は死体検案書		○		○	○
障害診断書及び身体障害者手帳等の写し			○		
柔道整復師等の施術証明書			○		
戸籍謄本(抄本)		○		○	○
同一生計調査書		○			○

診断書等は相当の費用がかかることがあります。他の保険請求に使用した診断書のコピーで請求できる場合もありますので、窓口で確認した後に取得するようにしてください。

見舞金の支給のほか、このような制度があります。

■葬祭費は

会員が交通災害により死亡した場合で、「遺族がいないとき」に75万円の範囲内で葬祭執行者の請求により支給するものです。

■死亡弔慰金は

会員が「故意」、「重大な過失」などによる交通災害で死亡した場合に、遺族の請求により10万円を支給するものです。

■特別共済見舞金は

会員が交通災害による傷病を原因として死亡したことが認められる場合に、遺族の請求により150万円又は75万円を支給するものです。



詳しくはお住まいの市役所・町村役場(支所・連絡所)の担当窓口におたずねください。

対象となる交通災害

※日本国内での事故に限ります。

対象となる交通機関	対象となる交通災害範囲	たとえば…
自動車、オートバイ、自転車など	道路上※で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故	道路上で自転車運転中に誤って転倒した など
汽車、電車、気動車、モノレール及びケーブルカー	鉄道線路で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故	電車乗車中に急停止したことにより転倒した など
身体障害者用車いす (手動式車いす、電動車いす、電動三輪車、シニアカー等)	道路上※で交通に伴う衝突、転落、接触等による人身事故 (自損事故の場合は、身体障害者手帳の交付を受けた者が運転していた場合に限り)	身体障害者手帳の交付を受けた者が運転する電動車いすが道路上を走行中に側溝に転落した など

※「道路」及び「一般交通の用に供するその他の場所(コンビニやスーパーの駐車場など不特定多数の歩行者や車両が自由に通行できる場所)」以外の場所での事故は原則として対象になりません。

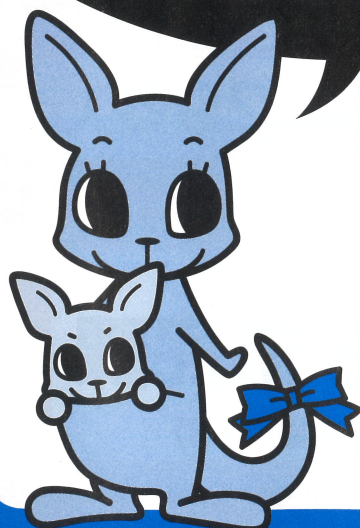
見舞金が支払われない交通災害

こんなときは支払われません

たとえば…

会員や遺族の故意、重大な過失による場合	○高速道路で進路を逆行したことによる交通事故 ○鉄道線路上を歩行中に電車にひかれた など
会員の無免許運転や酒気帯び運転による場合 (これらの事情を知らず同乗していた場合)	○運転免許停止期間中の自動車運転に伴う交通事故 ○飲酒の量は問わず、酒気を帯びて車両(自転車を含む)を運転中の交通事故 など
会員の犯罪行為中の場合	○ひき逃げをし、逃走中の交通事故 ○窃取した自動車を運転中の交通事故 など
会員や遺族が不正に見舞金の支給を受けようとした場合	○飲酒運転による事故を隠ぺいして請求した場合 ○診断書等の内容を改ざんして請求した場合 など
地震・洪水等の天災による場合	○台風、高潮、津波、噴火などが原因で交通災害を受けた場合 など

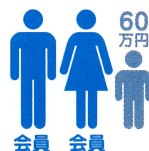
「遺児見舞金」について



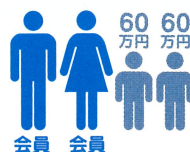
交通事故により死亡した会員に、生計を一にしていた18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合、遺児一人につき30万円支給するものです。

(会員が未成年後見人として18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と生計を一にして扶養していた場合も、当該子を遺児とみなします。)

会員である父母が事故で亡くなった場合

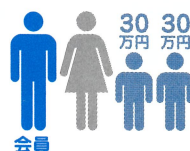


子が一人のときは、その子に60万円(30万円×2人分)を支給します。



子が二人のときは、それぞれ60万円を支給します。

会員である父親と会員でない母親が事故で亡くなった場合



会員である父親の分を支給します。

交通災害共済 Q&A

加入・資格について



Q 自治会・町内会
経由以外で
加入できますか？

A もちろんできます。銀行・信金・信組・農協等の金融機関に直接申し込むことやお住まいの地域によっては市役所・町村役場に直接申し込むこともできます。ただし、ゆうちょ銀行でのお申し込みはできませんのでご注意ください。

Q 県外の学校等に在学している子供や県外に単身赴任中の夫は加入できますか？

A 新潟県内の市町村に住民登録された方と生計が同一であれば、加入できます。



Q 共済期間の途中で県外へ転出した場合、資格はどうなりますか？

A 資格は失いません。交通事故にあった場合は、転出前に居住していた新潟県内の市町村窓口に見舞金を請求することとなります。

請求について

Q 自転車を運転中に誤って転んでしまいました。見舞金を請求できますか？

A 治療日数に応じて見舞金の支給対象となります。自損事故でも、すぐに最寄りの警察に届け出たうえ、市町村の窓口にご相談するようにしましょう。警察に届出をしなかった場合、入院があっても見舞金は原則として17等級(3万円)が限度となります。

Q 歩行中やジョギング中に誤って転んでしまいました。見舞金を請求できますか？

A 交通事故ではありませんので、見舞金の請求はできません。



Q 共済期間中に2度、3度と交通事故にあった場合はどうなりますか？

A 共済期間中であれば、何回事故にあってもその都度請求することができます。ただし、前のケガの治療中に、更に同じ部位を後の事故によりケガした場合は、一つのケガとして治療日数を通算することになります。なお、交通事故証明書が得られない場合の請求は、1共済期間に1回限りとなります。

Q 交通事故によるケガが治らないので、いわゆるカイロプラクティックに通院しました。この通院分は実治療日数に含まれますか？

A 含まれません。見舞金の算定は、医師による治療、柔道整復師(条件付きであん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師)による施術を対象としています。



Q 共済見舞金は、治療中でも請求できますか？

A できるだけ、そのケガが治ってから請求してください。これは、有料である診断書などの枚数を減らすことで、会員の皆さんのご負担を減らすことができるからです。

ただし、次のような場合には、すぐに手続きしてください。

- ケガの程度が確定しており、見舞金の額がこれ以上上がる見込みがない場合
- ケガの完治を待っていたら、請求期間である1年を超えてしまいそうな場合

令和5年度の決算状況

歳入の状況

区 分	収入済額(千円)	構成比(%)
会費収入(注1)	398,376	47.1
財産収入	13,535	1.6
繰入金	374,000	44.2
前年度からの繰越金	60,441	7.1
諸収入	0	0.0
計	846,352	100

(注1) 決算上の数値であり、令和5年度加入者数から算出した数値ではありません。

歳出の状況

区 分	支出済額(千円)	構成比(%)
共済見舞金等	221,720	26.2
自治会報償費	55,384	6.5
市町村交付金	49,166	5.8
広告・印刷費等	46,999	5.6
その他事業費	2,213	0.3
一般会計繰出金	40,727	4.8
積立金	372,687	44.0
翌年度への繰越金(注2)	57,456	6.8
計	846,352	100

(注2) 実質収支額(歳入歳出差引額)

共済見舞金等の支給状況

等 級	件 数	金 額(千円)
1等級	36	54,000
2等級	4	6,000
3等級	0	0
4等級	36	18,000
5等級	4	1,800
6等級	13	5,200
7等級	21	7,350
8等級	15	4,500
9等級	24	6,000
10等級	34	6,800
11等級	44	6,600
12等級	70	7,000
13等級	903	63,210
14等級	105	6,300
15等級	112	5,600
16等級	141	5,640
17等級	429	12,870
上位等級移行による差額	12	1,550
葬祭費	—	—
死亡弔慰金	0	0
特別共済見舞金	3	3,000
交通遺児見舞金	1	300
計	2,007	221,720